

法科大学院における成績評価基準のガイドライン（改正）

（令和4年2月17日法科大学院教員会議決定）

（令和4年10月13日法科大学院教員会議決定）

（令和4年12月8日法科大学院教員会議決定）

I 成績評価の基準

1. 成績評価は、法科大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる養成する法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の達成度に応じて行うこととする。

2. 成績評価は、秀優良不可の5段階に分けて判断する。評価にあたっては、**100点方式を用いた評価点を基準とする。**

3. 成績評価は、原則として、以下の分布基準で行うこととする。なお、以下の分布基準は法科大学院生のみを対象とする。

①履修者数（不可の者を含む）が25名以上の科目、基礎プログラムの科目および深化プログラムの科目（ゼミ科目を除く）

i) 優および秀：15%から30%まで。ただし、20%から25%までであることが望ましい（この割合については、不可の者は分母に加えない）。

ii) 良：「可」よりも多いものとするが、「可」と同数の場合もありうるものとする。

iii) 可：「良」よりは少ないが、「良」と同数の場合もありうるものとする。また、該当者がいない場合もありうるものとする。

iv) 不可：特に割合は定めないものとする。

②履修者数（不可の者を含む）が10名から24名までの科目

i) 優および秀：60%以下。ただし、30%以下であることが望ましい（この割合については、不可の者は分母に加えない）。

ii) 良：「可」よりも多いものとするが、「可」と同数の場合もありうるものとする。

iii) 可：「良」よりは少ないものとするが、「良」と同数の場合もありうるものとする。また、該当者がいない場合もありうるものとする。

iv) 不可：特に割合は定めないものとする。

③履修者数（不可の者を含む）が10名未満の科目

このような科目にあっても、厳格で適格な成績評価を徹底し、特に同一の成績区分に評価が集中することは避けるものとする。具体的には、最低でも履修者（不可の者を含む）の20%程度は、他とは別の成績区分にするよう努めることとする。

4. 上記3.で示した分布基準を外れる場合、担当教員は、『成績分布に関する理由書』を提出し、原則として、成績判定会議においてその理由を具体的に説明するものとする。

5. 担当教員が提出した成績評価が上記3.で示した分布基準を満たさない場合、成績判定会議等において、成績評価の再検討を要請する場合がある。

II 成績評価の方法

1. 授業ごとに、評価項目及びその評価割合を決定する。評価項目は次の中より選択すること。

中間試験、期末試験、出席状況、レポート（起案を含む）、成果発表（プレゼンテーション）、報告内容、議論への参加状況、授業への参加態度（授業内での発言）

成績評価は、**100点方式を用いた評価点を基準として行う。基礎プログラム・深化プログラムはもとより、司法試験選択科目に該当する先端・発展プログラム科目についても、論述式の問題を入れること。**

2. 単位取得要件としての出席回数は、**担当教員が決定するが、最低でも、3分の2以上とする。**ただし、出席状況は履修者として成績評価の対象となるかどうかの判断のみに使用し、出席それ自体を点数化して評価に算入することはできない。

3. 具体的な評価方法は、担当教員が定めるが、具体的な評価項目及び評価割合について、シラバスに明記するとともに、授業内でも周知すること。評価項目・評価割合に変更を生じた場合には直ちに周知すること。基礎プログラム及び深化プログラムの科目は、ゼミ科目を除き、論述式の問題を含む試験での評価を基準とする。授業への参加態度、報告内容、議論への参加状況を評価要素とする場合には、評点メモ等を作成し、評価の根拠資料を担当教員が作成すること。

Ⅲ シラバスへの記載方法

1. 授業担当教員は、「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

「成績評価の基準」については、「到達目標」を記載する。

「成績評価の方法」については、下記の例を参考に具体的な評価項目とその割合を明記して、必ずシラバスに記載する。その際、「等」、「程度」、「加味する」などの曖昧な表現は使用しないこと。

法科大学院の確認体制として、教務委員が新年度シラバスの記載内容を確認し必要な記載がない場合には修正を担当教員へ指示する。

(例1) 中間試験と期末試験で評価する場合

中間試験(40%)と期末試験(60%)で評価する。

(例2) 出席状況、中間試験、期末試験で評価する場合

70%以上の出席が成績評価の前提条件。中間試験(30%)と期末試験(70%)で評価する。

(例3) 期末試験、授業への参加態度状況で評価する場合

期末試験の成績(8割)、授業内での応答(2割)で評価する。

(例4) ゼミ形式の授業等で複数の要素で評価する場合

提出された起案・レポート・報告内容・議論への参加状況(各25%)で評価する。

2. 科目の特性に応じて特定の評価方法を採用する場合、その旨シラバスで周知するとともに、授業開始後可及的速やかに学生に周知するものとする。

なお、シラバスに記載の評価項目・評価割合に変更を生じた場合には直ちに周知すること。

3. 「論述能力の涵養」の記載について

深化プログラムの科目においては、特に、シラバスの「到達目標」欄に論述能力を指導する旨を明示し、具体的な指導方法(課題添削、記述式問題等)とその目標については、「授業の目標」欄に記載する。なお、司法試験選択科目に該当する、先端・発展プログラム科目においても、論述能力について指導することとし、その指導方法について記載する。

(記載例)

【到達目標】

コア・カリキュラムの内容を踏まえて、判例・学説の考え方を整理しつつ、問答を通して理解を深め、基本的理解を活用して問題・課題を解決し、的確に論述できるようになることを目標とする。

【授業目標】

課題添削や判例または事例問題の検討により、基本的な理解を具体的に活用する論述能力、特に、自らの法的分析の過程と結論とを文章によって明晰に表現しうる能力を涵養する。